

香川国際交流会館規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年 3月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第4号

香川国際交流会館規則の一部を改正する規則
香川国際交流会館規則（平成7年香川県規則第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第7条関係） 1～5 略 6 附属設備及び器具の使用料			別表第1（第7条関係） 1～5 略 6 附属設備及び器具の使用料		
区 分	単 位 (1日につき)	使用料の額	区 分	単 位 (1日につき)	使用料の額
略			略		
ビデオプロジェクター	略		ビデオプロジェクター	略	
モニターテレビ	略		<u>資料提示装置</u>	<u>1台</u>	<u>510円</u>
			モニターテレビ	略	
			<u>16ミリフィルム映写機</u>	<u>1台</u>	<u>1,460円</u>
			<u>スライド映写機</u>	<u>1台</u>	<u>1,350円</u>
			<u>ダイレクトプロジェクタ</u>	<u>1台</u>	<u>1,350円</u>
			ニ		
			<u>オーバーヘッドプロジェ</u>	<u>1台</u>	<u>1,350円</u>
			<u>クター</u>		
演台	略		演台	略	
略			略		
折畳み式ステージ	略		折畳み式ステージ	略	
			<u>演壇</u>	<u>1台</u>	<u>300円</u>
金びょうぶ	略		金びょうぶ	略	
			<u>同時通訳装置</u>	<u>1式</u>	<u>3,870円</u>
			<u>同時通訳発言者ユニット</u>	<u>1台</u>	<u>200円</u>
			<u>同時通訳受信機</u>	<u>1台</u>	<u>100円</u>
展示用パネル	略		展示用パネル	略	
略			略		

別表第2 (第12条関係)

区 分	単 位	金 額
略		
ビデオプロジェクター	略	
モニターテレビ	略	
演台	略	
略		
折畳み式ステージ	略	
金びょうぶ	略	
展示用パネル	略	
略		

備考 略

別表第2 (第12条関係)

区 分	単 位	金 額
略		
ビデオプロジェクター	略	
資料提示装置	1台につき1日当たり	510円
モニターテレビ	略	
16ミリフィルム映写機	1台につき1日当たり	1,460円
スライド映写機	1台につき1日当たり	1,350円
ダイレクトプロジェクター	1台につき1日当たり	1,350円
ニ オーバーヘッドプロジェクター	1台につき1日当たり	1,350円
演台	略	
略		
折畳み式ステージ	略	
演壇	1台につき1日当たり	300円
金びょうぶ	略	
同時通訳装置	1式につき1日当たり	3,870円
同時通訳発言者ユニット	1台につき1日当たり	200円
同時通訳受信機	1台につき1日当たり	100円
展示用パネル	略	
略		

備考 略

第1号様式（第5条関係）

香川国際交流会館利用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

〔指定管理者に管理を
行わせる場合にあっては、指定管理者〕

申請者 住 所

氏 名

〔団体にあっては、その名称
及び代表者の氏名〕

電話番号 () —

香川国際交流会館の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

略

注 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

第1号様式（第5条関係）

香川国際交流会館利用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

〔指定管理者に管理を
行わせる場合にあっては、指定管理者〕

申請者 住 所

氏 名

〔団体にあっては、その名称
及び代表者の氏名〕

電話番号 () —

香川国際交流会館の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

略

注 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

附属設備及び器具

品目	単位	利用日及び利用数量					
		月日	月日	月日	月日	月日	計
略							
ビデオプロジェクター	式						
モニターテレビ	式						
演台	式						
略							
折畳み式ステージ	台						
金びょうぶ	双						
展示用パネル	枚						
略							

附属設備及び器具

品目	単位	利用日及び利用数量					
		月日	月日	月日	月日	月日	計
略							
ビデオプロジェクター	式						
資料提示装置	台						
モニターテレビ	式						
16ミリフィルム映写機	台						
スライド映写機	台						
ダイレクトプロジェクター	台						
オーバーヘッドプロジェクター	台						
演台	式						
略							
折畳み式ステージ	台						
演壇	台						
金びょうぶ	双						
同時通訳装置	式						
同時通訳発言者ユニット	台						
同時通訳受信機	台						
展示用パネル	枚						
略							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。